

平成27年8月28日

預金小切手（自己宛小切手）を活用した特殊詐欺被害防止対策 「預手（よて）プラン」の実施について

淡陽信用組合では、兵庫県警察本部からの要請により、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺からお客さまの大切なご預金をお守りするため、平成27年9月1日（火）より「預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策「預手プラン」を実施いたします。

兵庫県警察本部と連携し、「預手プラン」により、ご高齢のお客さまが窓口で高額のお金出金を希望される場合に、お使い道をご確認させていただくとともに、『お振込み』や『預金小切手』のご利用を勧めさせていただきます。

また、必要に応じて、お客さまが詐欺被害にあわれていないか、警察官が確認をさせていただく場合がございます。特殊詐欺被害を撲滅するため、お客さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

『預金小切手（自己宛小切手）』とは

○お客さまからお預りした金額で当組合が自らを支払人として振出す小切手のことです。自分（当組合）に対して支払いを依頼するので「自己宛」といいます。

○小切手を受け取った方が現金化するには、自分の取引金融機関の口座へ入金するよう取立依頼をする必要があります。このため、現金化するまでに一定の時間を要し、この間に支払先（受取人）を特定できる可能性が高いことから、万が一詐欺にあわれても、被害防止と犯人逮捕につながります。

また、小切手に受取人の名前を記載いただくことにより、不正に小切手を取った第三者への支払いを防ぐことができます。

※詐欺被害の防止ばかりでなく、①当組合が支払人であるため安心してご利用いただける、②大きな金額でも一枚で済むので持ち運びに便利、③紛失や盗難にあった場合にも、現金に比べて被害を防ぐ可能性が高い、などの利点があります。

詳しくは、当組合の営業店窓口へお問い合わせください。



淡 陽 信 用 組 合